

令和6年度組合運営の基本方針

近年、全国的に梅雨前線による線状降水帯の発生、台風等の豪雨や夏場の記録的な猛暑に加えて、地震など自然災害が頻発・激甚化し、農作物や農地、農業施設等に大きな被害が発生しています。このような自然災害に加えて、国際情勢の不安定化や円安傾向等により、肥料、飼料等の農業生産資材や燃油等価格の高騰が長期化し、これまでになく農業経営に重大な影響を及ぼしています。

こうした農業情勢の中、政府の「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」においては、農業保険（収入保険及び農業共済制度）のセーフティネット対策を引き続き講じ、普及・利用促進を行うと明示されています。農業保険は気象災害など様々なリスクから農業経営を守り、持続的な経営の発展を後押しする役割が求められています。

昨年本県においては、台風2号の大雨による圃場の水没により県南部の早期水稻で黄化萎縮病の発生はあったものの、それ以降は台風の影響もほとんどなく平年に比べ比較的少ない被害で経過しました。徳島県農業共済組合（以下「NOSAI 徳島」という。）は、共済金の早期支払いに努めるとともに、収入保険においては、つなぎ融資を実施するなど農業保険の円滑な実施に取り組んできました。

NOSAI 徳島は、農業保険を農業の生産現場により深く浸透し、すべての農業者に提供するため、全国運動「未来へつなぐ」サポート運動の2年次に積極的に取り組み、農業者の経営安定を力強く支援してまいります。さらに農業者のニーズに沿った補償内容の提供を行う等、より丁寧な訪問活動を実践することで農業者のリスク低減に取り組めます。

収入保険事業は、価格低下などを含めた様々なリスク対応の保険として、その役割を果たすべく普及拡大に努めるとともに、農業共済事業においても行政、農業関係団体等との連携・協力体制をさらに強化し、農業者情報を確実に把握することにより引受向上に繋げてまいります。

一方、組合運営については、今後組合員の減少が見込まれる中、安定的な事業実施が可能となるよう徹底した業務の効率化に取り組むとともに、更なるコンプライアンス態勢の強化を図ることで、健全かつ適正な事業運営を推進してまいります。

NOSAI 徳島は、共済部長等基礎組織の方々の協力をいただきながら、全役職員が一丸となって農業保険の普及拡大に取り組んでまいります。

令和6年度 事業計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済		家畜共済 死産									
		水稻	麦	搾乳牛	繁殖用雌牛	育成乳牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛
区域内の概数	戸 28,619	a 729,861	a 7,449	頭 6,142	頭 4,139	頭 2,538	頭 28,232	頭 0	頭 10	頭 5,405	頭 35,000	頭 0	頭 0
前年度引受実績	22,784	485,951	7,758	2,297	1,548	949	10,558	0	0	1,197	0	0	0
本年度引受計画	22,200	481,093	7,449	2,355	1,587	973	10,824	0	0	1,000	0	0	0
本年度予定引受率	% 77.6	% 65.9	% 100.0	% 38.3	% 38.3	% 38.3	% 38.3	% 0.0	% 0.0	% 18.5	% 0.0	% 0.0	% 0.0

共済目的等 項目	家畜共済 疾病傷害						果樹共済 収穫						畑作物共済
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	うんしゅうみかん	指定かんきつゆず	なし	うめ	うんしゅうみかん	計	大豆
区域内の概数	頭 4,147	頭 21,327	頭 10	頭 5,405	頭 0	頭 0	a 21,716	a 7,299	a 11,453	a 2,643	a 21,716	a 64,827	a 50
前年度引受実績	2,397	7,278	0	0	0	0	2,713	678	816	438	3,270	7,915	0
本年度引受計画	2,425	7,365	0	0	0	0	2,757	698	869	438	3,317	8,079	0
本年度予定引受率	% 58.5	% 34.5	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 12.7	% 9.6	% 7.6	% 16.6	% 15.3	% 12.5	% 0.0

共済目的等 項目	園芸施設共済										任意共済		
	ガラス室		プラスチックハウス								計	建物	農機具
I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類				
区域内の概数	棟 -	棟 14	棟 0	棟 2,886	棟 871	棟 467	棟 98	棟 75	棟 96	棟 112	棟 4,619	棟 50,200	台 33,400
前年度引受実績	-	9	-	1,537	424	323	58	32	86	89	2,558	27,068	1,761
本年度引受計画	-	10	-	1,591	451	330	60	36	91	92	2,661	26,878	1,809
本年度予定引受率	% -	% 71.4	% -	% 55.1	% 51.8	% 70.7	% 61.2	% 48.0	% 94.8	% 82.1	% 57.6	% 53.5	% 5.4

2 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備考						
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)										
共済目的等				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円							
農作物	水稲	481,093 a	485,951 a	3,533,834	5,098	2,549	2,549	/	/	/							
		19,777,931 kg	19,977,633 kg														
	麦	7,449 a	7,758 a	1,895	28	14	14										
		182,114 kg	189,664 kg														
	計	488,542 a	493,709 a	3,535,729	5,126	2,563	2,563	15	2,548	5,111							
		19,960,045 kg	20,167,297 kg														
家畜	死 廃	搾 乳 牛	2,355 頭	2,297 頭	368,662 千円	18,874 千円	9,437 千円	9,437 千円	/	/	/						
		繁 殖 用 雌 牛	1,587	1,548	355,979	2,780	1,390	1,390									
		育 成 乳 牛 (子牛等は農家選択)	973	949	182,299	3,812	1,906	1,906									
		育 成・肥 育 牛 (子牛等は農家選択)	10,824	10,558	3,319,586	17,292	8,646	8,646									
		繁 殖 用 雌 馬	0	0	0	0	0	0									
		育 成・肥 育 馬	0	0	0	0	0	0									
		種 豚	1,000	1,197	45,000	5,258	2,629	2,629									
		肉 豚	0	0	0	0	0	0									
		小 計	16,739	16,549	4,271,526	48,016	24,008	24,008	0	24,008	48,016						
	畜	乳 用 種 種 雄 牛	0	0	0	0	0	0	/	/	/						
		肉 用 種 種 雄 牛	0	0	0	0	0	0									
		小 計	0	0	0	0	0	0					0	0	0		
		疾 病 傷 害	乳 用 牛 (子牛は農家選択)	2,425	2,397	86,311	30,146	15,073					15,073	/	/	/	
			肉 用 牛 (子牛は農家選択)	7,365	7,278	184,080	26,368	13,184					13,184				
			一 般 馬	0	0	0	0	0					0				
種 豚			0	0	0	0	0	0									
小 計	9,790		9,675	270,391	56,514	28,257	28,257	0	28,257	56,514							
	乳 用 種 種 雄 牛	0	0	0	0	0	0	/	/	/							
	肉 用 種 種 雄 牛	0	0	0	0	0	0										
	小 計	0	0	0	0	0	0					0	0				
	計	26,529	26,224	4,541,917	104,530	52,265	52,265	0	52,265	104,530							

共済目的等		項 目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交 付 (納入) 保 険 料 (E) = (B) - (D)	手 持 共 済 金	備 考
			本 年 度 予 定	前 年 度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負 担 金 (B)	農 家 負 担 金 (C)				
果 樹	収 穫	半相殺減収総合一般方式 うんしゅうみかん	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		災害収入共済方式 指定かんきつ (ゆず)	2,757	2,713	38,520	1,682	841	841				
		半相殺減収総合一般方式 なし	698	678	9,143	196	98	98				
		半相殺減収総合一般方式 うめ	869	816	50,133	1,232	616	616				
			438	438	1,585	88	44	44				
	小計		4,762	4,645	99,381	3,198	1,599	1,599	1,179	420	2,019	
樹 体	うんしゅうみかん (樹体)											
	小計											
	計											
			8,079	7,915	291,642	3,616	1,808	1,808	1,208	600	2,408	
畑作物	大豆	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
園芸施設	ガラス室	I 類	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		II 類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	プラスチックハウス	I 類	10	9	95,103	103	51	52				
		II 類	-	-	-	-	-	-				
		III 類	1,591	1,537	1,202,838	22,746	11,193	11,553				
		IV 類甲	451	424	1,505,124	11,966	5,812	6,154				
		IV 類乙	330	323	1,708,314	11,052	5,343	5,709				
		V 類	60	58	492,643	3,999	1,990	2,009				
		VI 類	36	32	275,004	1,543	763	780				
	VII 類	91	86	39,629	632	316	316					
計	92	89	23,246	456	225	231						
	計											
			2,661	2,558	5,341,901	52,497	25,693	26,804	8,999	16,694	43,498	
合 計					13,711,189	165,769	82,329	83,440	10,222	72,107	155,547	

イ 任意共済事業の規模

項目 共済目的		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料 B	保険手数料 C	手持共済掛金 D=A-(B-C)	備考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金				
建 物	総合	棟 3,168	棟 3,106	千円 28,874,320	千円 85,122	千円 70,098	千円 15,024	千円 34,049	千円 5,107	千円 41,156	
	火災	23,710	23,962	227,225,400	183,535	101,003	82,532	55,061	20,923	66,865	
	計	26,878	27,068	256,099,720	268,657	171,101	97,556	89,110	26,030	108,021	
農 機 具	損害	台 1,809	台 1,761	3,927,780	19,308	14,012	5,296	0	0	14,012	
計				260,027,500	287,965	185,113	102,852	89,110	26,030	122,033	

ウ 収入保険の規模

事業	引 受	
	本年度予定	前年度実績
収入保険	体 920	体 815

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済（水稻・麦）

- (ア)各地で開催される関係機関の会議等に積極的に参加し、農業保険の周知徹底を図り、加入者確保に努めます。
- (イ)引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稻共済加入申込書」の一体化処理により、作付状況の把握に努めます。
- (ウ)農家に合った補償内容を提案するとともに充実した補償を提供できる全相殺方式、品質方式への移行を進めていくため、収穫量を記載した帳簿の整備を促します。乾燥調製受託者にも収穫量のデータの整備を依頼します。
- (エ)農家単位、統計単収による補償であっても一筆半損特約、一筆全損特例により従来と同じ一筆ごとの補償があることを周知します。
- (オ)生産技術及び農作業効率の向上を図り、稲作経営の安定を支援するため、専門技術者による講習会を開催します。
- (カ)顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施します。

(2) 家畜共済（死亡廃用共済・疾病傷害共済）

牛（乳牛・肉用牛等）豚（種豚・肉豚）

- (ア)死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ)顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ)関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧客リストを整備し、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ)徳島県家畜保健衛生所及び指定・開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

家畜診療所

- (ア)家畜診療所は、指定・開業獣医師や徳島県家畜保健衛生所と連携し、家畜共済事業の推進を図るとともに、安定的な獣医療の提供に努めます。また、畜産農家に関する飼養状況等の把握に努め、加入推進に取り組みます。
- (イ)家畜診療所収支の健全化を図るため、より一層の経費削減と共済金額の増額及び子牛・胎児の非選択加入の解消を重点とした加入拡大を実

施し、診療収入の確保に取り組みます。

(ウ)飼養管理指導及び繁殖指導、損害防止事業を実施し、畜産農家の事故率低減と生産性の向上に取り組みます。

(3) 果樹共済

収穫共済（うんしゅうみかん・ゆず・なし・うめ）

樹体共済（うんしゅうみかん）

(ア)関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。

(イ)顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施します。

(ウ)加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。

(エ)関係機関との連携により、基準となる収量及び基準生産金額の適正な設定を行います。

(オ)戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより全相殺方式の説明を行い、農業者の意向を確認して加入推進をします。

(4) 畑作物共済

大豆

(ア)地域再生協議会との連携により経営所得安定対策による営農計画書等で有資格農業者を把握し、引受要望に応えられるよう危険段階別共済掛金の設定等準備をします。

(5) 園芸施設共済

(ア)顧客リスト整備のため現地調査を行い、耕作者や型式、設置面積等の情報収集に継続して取り組みます。また、この顧客リストに基づき、未加入農業者に対する戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な事業内容の説明を行うとともに積極的な加入推進を実施します。

(イ)農業者の求める補償内容を提案することで、新規加入者増、継続加入者の確保に努めます。

(ウ)新規就農者の情報、新規事業及び増設棟等の情報収集のため、農業協同組合の生産部会及び関係機関が開催する会議に参加し、積極的な情報交換に努めます。

(エ)補償の充実を図るために加入農家に対して、被覆期間に変更が生じた場合は、必ず組合へ通知をするよう周知を徹底いたします。

(オ)行政等と連携を図りながら、国及び県等が実施する補助事業申請農家の把握に努め、未加入農家の推進に取り組みます。

(カ) 農業協同組合の生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置等、有益な情報、制度の内容を周知共有することで、締結団体の集団加入率向上、未締結生産部会との締結に取り組みます。

(6) 任意共済

建物共済

- (ア) 加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を図ります。
- (イ) 組合員の保有する資産を把握するため建物台帳の整備を行い、効率的な加入推進に取り組みます。
- (ウ) 組合員の資産を守るため、家具類の加入、臨時費用担保特約及び小損害実損てん補特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (エ) 農業保険加入者で建物共済未加入者への積極的な推進を行います。

農機具共済

- (ア) 農機具共済未加入者への効率的な推進を図るため、農業機械販売店等との連携強化に努め、情報交換に取り組みます。
- (イ) 地震等担保特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (ウ) 農業保険加入者で農機具共済未加入者への積極的な推進を行います。

保管中農産物補償共済

制度の内容について、補償対象農産物となる農作物、果樹及び畑作物共済加入者に対して周知を行います。

(7) 農業経営収入保険

- (ア) 関係機関及び農業関係団体を構成員とする「徳島県収入保険推進協議会」を中心に、関係機関との連携をより強力なものとし、農業者への円滑な普及推進を図ります。
- (イ) 顧客リストの整備に努め、地域別、品目別の農閑期に集中推進を計画的に実施します。
- (ウ) 気象災害による影響を受けた農業者に「気象災害特例」の説明を丁寧に行い普及推進に努めます。
- (エ) 関係団体が開催する会議、並びにNOSA I部長会等で青色申告の普及、及び収入保険の説明に努めます。
- (オ) 税理士と連携することで、税申告書類をより安全に取得、事務の効率を目指します。※再委託契約税理士の拡大。
- (カ) 青色申告及び選択加入となる他の類似制度について、全職員が知識習

得に努め、適切なアドバイスを行い農業者から信頼される職員の育成を行います。

(キ)適正な情報管理体制を構築し、青色申告に関する書類等個人情報の厳正な管理を徹底します。

(8) 事業共通

(ア)自然災害や病虫害だけでなくの様々なリスクの備えとして青色申告を行っている農業者には収入保険を、それ以外の農業者には共済制度への加入を提案し、農業者が無保険とにならないよう普及推進に努めます。

(イ)低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。※任意共済除く

(ウ)農業保険地域連絡会により、市町村、関係機関、団体等との連携を密にし、情報収集、資源の把握に努め引受拡大に努めます。

(エ)農林水産省共通申請サービスeMAFFの普及に努め各事業のオンライン申請（加入申請等）の普及拡大、手続きのサポート活動に努めます。

(オ)掛金徴収事務は口座振替による掛金納入を原則とします。

(9) 農業共済事業のニーズ調査

本県において実施していない共済目的及び引受方式についてホームページでのアンケート調査や農業保険普及推進時に併せて農業者の聞き取り調査により需要がある作物、品目を把握します。

需要があった作物、品目については実施するかどうかを検討するとともに、農業経営収入保険事業を推進します。

4 損害評価の適正化

(1) 農作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を早期に把握します。
- (イ) 登熟不良等の発生状況を把握するため、定点による調査を実施します。
- (ウ) 損害評価について、申告方法等を損害評価員や納入告知書発送時、広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底します。
- (エ) 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平公正な損害評価を実施します。
- (オ) 被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築します。
- (カ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (キ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに適正な損害評価に努めます。
- (ク) 引受方式ごとに損害評価が円滑に進むよう検見の方法等を記載したパンフレットを作成し、評価研修会時に説明します。

(2) 家畜共済

- (ア) 事務取扱要領及び事務処理要領を遵守し、病傷事故診断書の内容を精査したうえで、その結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させる等、診療業務の適正化に取り組みます。
- (イ) 無獣医地域での診療に支障がでないよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、県下全域での適切な獣医療水準を確保します。
- (ウ) 指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いに努めます。
- (エ) 死亡事故等画像による診断を普及し、確認事務の効率化を進めます。

(3) 果樹共済

- (ア) 評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握します。
- (イ) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価に努めます。
- (ウ) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組みます。
- (エ) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。

(オ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(4) 畑作物共済

(ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握する等、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。

(イ) 分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行います。

(5) 園芸施設共済

(ア) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。

(イ) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより、機動的な損害評価体制を構築します。

(ウ) 現地評価研修会を開催し、評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行います。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価を行い共済金の早期支払いに努めます。

(エ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(オ) 画像による損害通知を普及し、確認事務の効率化を進めます。

(6) 任意共済

(ア) N O S A I 協会が主催する損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し、評価技術の向上を図ります。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所・各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努めます。

(イ) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努めます。

(ウ) 農機具共済の全損事故に係る残存物については、適切な取り扱いを行います。

(エ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

5 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済、畑作物共済

(ア) 講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努めます。

(イ) 集団防除を行う組織等への助成

組合員で組織する防除団体等で実施する集団防除費用に対して一部助成を行います。

(ウ) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、イモチ病及びスクミリンゴガイ等の病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供します。

(2) 家畜共済

(ア) 薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病の予防薬剤等を配布し、事故低減を図ります。なお、配布に際しては「動物用医薬品の使用の規制に関する法令」を遵守します。

(イ) 畜舎消毒

畜舎の衛生管理に効果的な煙霧消毒機を活用し、貸し出し等により畜舎消毒を行います。

(ウ) 衛生管理

損害防止に係る情報提供及び農家の実態に即した衛生管理指導を実施します。

(3) 果樹共済、園芸施設共済

(ア) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、農業版BCP(事業継続強化対策)を周知することでリスク発生時の対応、未然防止策の情報提供をします。

(4) 鳥獣害対策

(ア) 近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として、組合員が防護施設、器具を設置した場合、要した費用の一部を助成します。

(イ) 鳥獣被害対策指導員(徳島県に登録された組合職員)が、防護柵等設置された施設及び対策について、鳥獣被害防止に効果的なものとなるよう助言・指導を行います。

6 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備

- (ア) 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年4回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営の適正化を図ります。
- (イ) 理事会は、コンプライアンス・アクションプログラムを策定し、その達成状況を随時検証し、法令遵守態勢を構築します。また、コンプライアンス改善委員会を定期的で開催し、進捗状況を検証するとともに、外部委員の意見を踏まえた業務の改善に取り組みます。
- (ウ) 監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、適正な執行体制を構築します。
- (エ) 「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づき、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底します。

(2) 共済部長（N O S A I 部長）の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に「N O S A I 部長」を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理等、組合員とのパイプ役として農業保険事業の普及推進の職務を担います。

(3) 職制及び職員の配置

- (ア) 本所2支所へ組織体制整備が完結し、総務関係業務は本所総務部に一元化し執行します。また、事業関係業務は本所事業推進部の統括のもと、支所と連携しグループ制をもって農業保険の普及拡大に取り組みます。
- (イ) 機構は、本所2部6課及び2グループ、2支所4グループの体制とする。テレビ会議を活用し、会議の省力化及び本所、支所間の連絡体制を構築し情報共有を図ることで業務の合理化・効率化に努めます。
- (ウ) 監理課は、定期的に内部監査を実施し、事務の履行状況について監査し、内部牽制機能の強化に取り組みます。また、監査結果に基づく指摘事項等の改善については確実に取り組み、業務の適正化を図ります。
- (エ) 本所に家畜診療所を設置することで、県内全域の往診依頼に迅速に対応し県内獣医療の安定提供の向上に努めます。

(4) 研修体制及び計画

- (ア) 全職員を対象としたコンプライアンス研修会を開催し、意識高揚を図るとともに資質の向上に努めます。また、新たに管理職となった職員を対象に外部専門機関が実施するハラスメント研修会に参加させ、課

員等の不調予防や働きやすい職場づくりに取り組みます。

(イ)農林水産省及びNOSA I協会主催の研修・専門講習会等に計画的に参加させ、職員のスキルアップ及び能力の向上に取り組み、次世代を担う人材の育成と強化を図ります。

(5) 広報広聴活動の充実及び情報開示

(ア)広報紙を定期的に発行し、収入保険及び農業共済事業の内容を中心とした組合情報の提供を行い、制度の普及、定着に努めます。また、ホームページの定期更新を行い、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努めます。

(イ)農業保険の改正内容等を効果的にPRするために、広報担当者会議を定期的に開催し広報活動の充実強化を図ります。

(ウ)「農業共済新聞」の普及・定着に努め、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信します。

(6) 事務機械化処理の実施方策

(ア)農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用に取り組むとともに、農業保険システム(Web化)に伴う環境整備を進めます。

(イ)個人情報保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティー対策を実施し、情報管理体制を強化します。

(ウ)業務日報管理システムを活用し、業務内容の明確化と効率化を図ります。

(7) 予算統制の方策

(ア)予算執行状況を定期的に理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、不断の経費節減を徹底する等、効率的な予算の執行に努めます。

(イ)理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、安全性を第一とした資産運用に努め、利息収入の確保に取り組みます。

(ウ)余裕金運用管理委員会を定期的に開催し、効率的な資金運用に取り組むとともに、随時理事会へ協議結果を報告する等、資産管理の透明化を図ります。

7 社会貢献活動

全国統一の社会貢献活動「ふるさと見守り活動」の一環として、NOSA I徳島は、「こども110番活動」、「高齢者見守り活動」及び「産業廃棄物の不法投棄の通報等」を継続して実施し、地域の安全・安心に貢献します。